

令和6年度(令和6年4月診療分の領収書)から ① 高齢者医療費助成制度が変わります!

大きな変更は2点

75歳以上対象

(1) 助成額算出方法の変更

令和6年4月診療分以降、ひと月あたりの助成額に**5千円の上限額を設定**、ひと月最大で5千円の助成となります。

例: 令和6年4月診療分の医療費自己負担額が下記の場合

【4千円の場合】

上限額(5千円)未満のため、4千円助成

【6千円の場合】

上限額(5千円)以上のため、上限額の「5千円」助成

(2) 滞納判定期間の変更

滞納停止要件である**町税等の滞納判定期間**を前年度賦課以前2年間から**前年度賦課以前に変更**します。



申請方法について

大きな変更点はございません。

現制度と同様、**毎月の1~15日の間**に、診療月ごとにまとめた前月診療分までの領収書をもって申請をしてください。

今まで通り、一度申請された月の**追加申請はできません**。

領収書の月合計額が5千円を超える場合でも、**申請があった全ての領収書原本をお預かりいたします**。

また、入院以外の領収書は、**原則、領収書のコピーも取りません**のでご了承ください。コピーが必要な場合は、ご自身にて対応願います。

ただし、**申請額と助成額を記載した年間助成額一覧表を毎年1月末ごろに通知する予定**です。

※その他、ご不明な点がございましたら後期高齢者医療係へお問合せ下さい。

(問合せ先:042-588-4111)

よくある質問 (Q&A)

Q. なぜ、医療費助成の見直しが行われたのですか？

A. 平成21年度に制度を開始し、10年余り経過した今、制度を取巻く社会情勢は大きく変化しました。少子高齢化の進展、後期高齢者窓口負担割合の見直し(2割負担の創設)、団塊の世代が後期高齢者へ移行することによる被保険者数の急激な増加、医療の高度化等により、今後助成額が増え続けることが想定されるため、一定の抑制が必要となりました。

町が未来に向かって進んで行くため、皆さまのご理解ご協力をお願いします。詳細は、令和4年10月発行の「広報日の出 特集号」をご覧ください。

Q. なぜ、ひと月の上限を5千円としたのですか？

A. 「75歳以上・自己負担額設定なし・所得額に関わらず上限一律設定」として負担割合に関係なく、全ての方に助成が届くように配慮しました。

過去の実績を分析した結果、年間の申請件数のうち、5千円までの申請件数は全体の72%に相当することがわかりました。これらは見直し後も全額が助成対象であり、「日常的な受診」をカバーすることが可能な制度設計としました。

町が未来に向かって進んで行くため、皆さまのご理解ご協力をお願いします。詳細は、令和4年10月発行の「広報日の出 特集号」をご覧ください。

Q. 月の合計額が5千円を超えた場合に申請できるのですか？

A. そうではありません。5千円を超えないと申請できないのではなく、見直しにより、町からの助成額を月上限額5千円としました。自己負担額設定はないので、領収書の金額によって申請できない人はいません。

Q. 月の上限額5千円が設定されるのはいつからですか？

A. 令和6年4月診療分からとなります。

Q. 月の領収書合計額が上限額の5千円ちょうどになることはないと思いますが、どのように申請すればよいですか？

A. お見込のとおり、1カ月の領収書合計額が5千円ちょうどになることはほとんどないと考えますが、今まで通り、全ての領収書を申請してください。ただし、申請時提出された領収書は、コピーはとらず原本をそのままお預かりします。入院の領収書は今まで通りコピーをとって、原本を返却いたします。

Q. 一枚の領収書で5千円を超えている場合は、その他の領収書は提出しなくてもよいですか？

A. 1カ月の助成額上限が5千円のため、それ以上になる場合の領収書は提出しなくても問題はありません。ただし、「ご自身で領収書の合計を計算することが大変」「お手元に領収書を残しておく申請したかどうかわからなくなってしまう」「領収書を持っていても利用することがない」等が考えられるため、原則的には、全ての領収書を提出していただくことを考えております。その代わりに参考として、毎年1月末ごろに、全ての方に申請があった領収書の合計額と実際の助成額を記載した月ごとの一覧表を作成し送付する予定です。ただし、一覧表には振込が完了していない月は記載されません。

Q. 医療費助成で助成対象外となった金額を確定申告で使いたいので5千円を超えている領収書は申請時に提出しなくてもよいですか？

A. 1カ月の助成額上限が5千円のため、それ以上になる場合の領収書は提出しなくても問題はありません。ただし、「ご自身で領収書の合計を計算することが大変」「お手元に領収書を残しておく申請したかどうかわからなくなってしまう」「領収書を持っていても利用することがない」等が考えられるため、原則的には、全ての領収書を提出していただくことを考えております。その代わりに参考として、毎年1月末ごろに、全ての方に申請があった領収書の合計額と実際の助成額を記載した月ごとの一覧表を作成し送付する予定です。ただし、一覧表には振込が完了していない月は記載されません。

Q. 助成対象とならない金額は税の確定申告で利用できると思うが？

A. お見込のとおり、医療費助成の対象以外の金額は確定申告の医療費控除として利用可能です。
確定申告の該当となる合計金額や申告方法については、税務署にお尋ねください。

Q. 令和6年4月以降も過去の領収書の申請はできますか？

A. できます。ただし、一度申請した月と同じ月の領収書(追加申請)は申請できません。
また、原則2年間の時効がありますので、詳細はお問合せください。

Q. 振込までの期間はどのくらいかかりますか？

A. 原則1~2か月程度になると考えています。
今までの医療費助成制度では高額療養費の金額を事前に確認し、差し引いてから振込を行う必要があり、4か月程度かかっていましたが、新制度では高額療養費の金額を確認せずに振込ができるため、早まると考えております。

Q. 助成が停止となる滞納要件が変更となったとのことですがどういったことですか？

A. 今までの医療費助成制度では、過去2年間に町税等や後期高齢者医療保険料に滞納があった場合、解消するまでの間、停止となっていました。
しかし、新たな制度では、過去2年間といった期間を限定した上で滞納の有無を確認するのではなく、確認基準日において滞納がある方は、解消するまでの間、医療費助成が停止となります。

Q. 令和6年4月以降は70～74歳を対象とした元気健康長生き医療費助成制度(申請受付期間:毎月の16日～月末)は廃止されるが、75歳以上の高齢者医療費助成制度(申請受付期間:毎月の1日～15日)の申請日に変更はありますか？

A. 令和6年7月までは今まで通り、1～15日を申請期間とします。
令和6年8月以降の申請からは日にち指定を設定せず、いつでも申請ができるようになります。
ただし、追加申請ができないことや当月分の申請はできず、一番早くても前月分からの申請となることは、今まで通り変更ありませんのでご注意ください。
【令和6年8月から変更となる理由】
70～74歳の医療費助成最終申請(令和6年3月診療月分)を受付、振込処理が行われるまで概ね4か月程度かかります。この処理がおおむね終了する令和6年8月からは高齢者医療費助成の申請はいつでも申請が可能としたいと考えております。